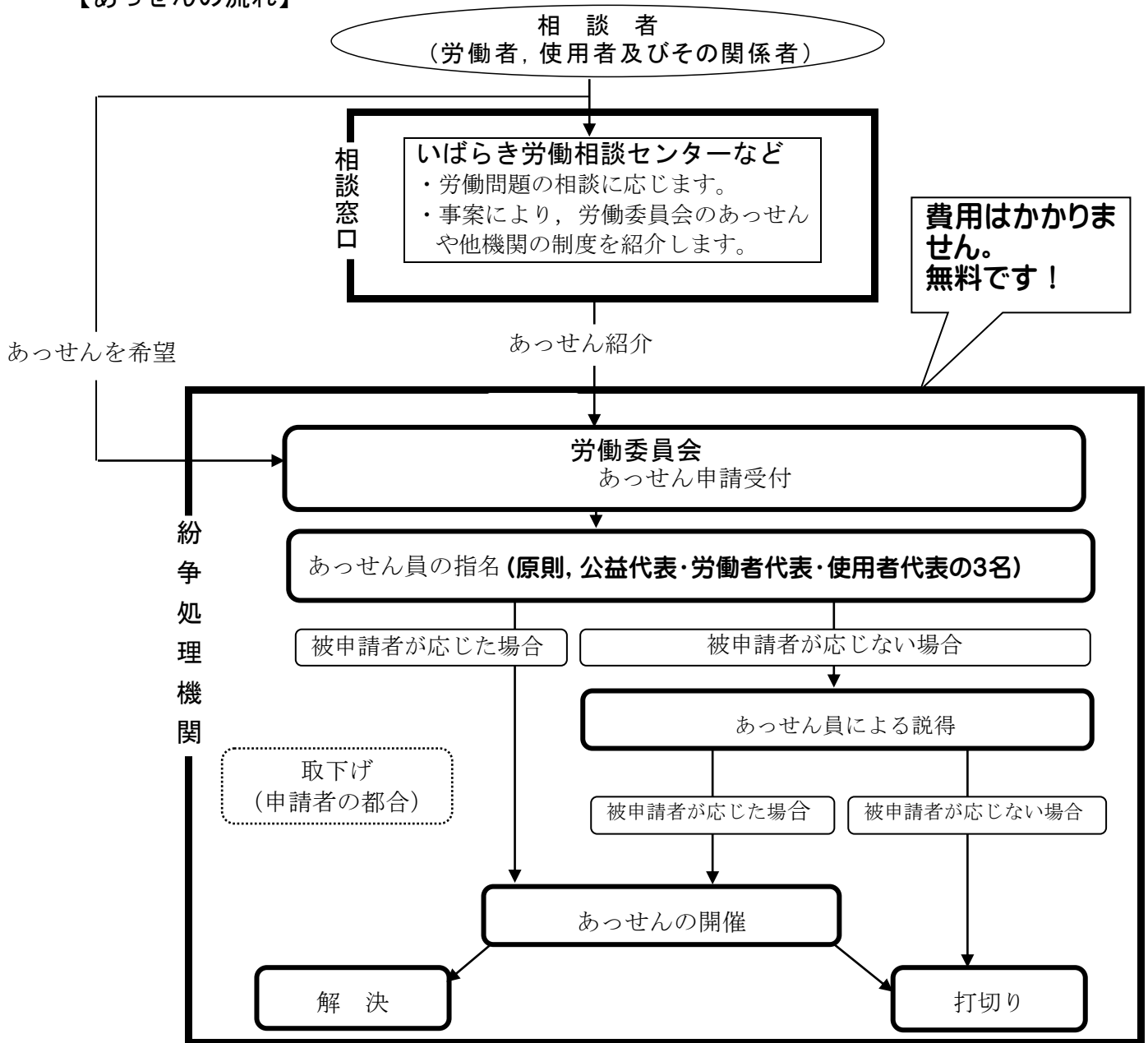


労使紛争解決サービス

労働者と使用者間のトラブル！「あっせん」で解決を支援します

公益代表，労働者代表及び使用者代表の三者で構成するあっせん員が，労使間をあっせんし，紛争の適正・迅速な解決に協力します。お気軽に御利用ください。

【あっせんの流れ】



※ あっせんには強制力がありません。相手方があっせんを望まずあっせん員が説得しても応じない場合や，当事者双方の意見の隔たりが大きく歩み寄りが図れないときは，「あっせん打ち切り」となることもありますので，あらかじめ御了承願います。

個別的労使紛争解決サービスに関するQ&A

Q. どのような紛争が対象になりますか？

- A. 労働者個人と使用者の間に生じた労働関係に関する紛争が対象です。
ただし、裁判で争っている紛争、労働基準法などの法令違反に係る紛争又は法令に基づき他の機関において指導等が実施されている事項に関する紛争などは対象になりません。
(例：労災保険、年金の相談などは対象外)

《対象となる事例》

- ・月20万円の給料が説明もないのに16万円に減額された。元に戻してほしい。
- ・英会話学校で働いているが、生徒から評判が悪いので解雇されると言われた。今まで何の注意もなかったのに、いきなり解雇というのは納得できない。
- ・上司にパワーハラスメントをされ、出勤できなくなった。会社からは退職を求められている。

Q. 誰が申請できますか？

- A. 県内に所在する事業所の労働者又は使用者が申請できます。
費用は無料ですし、秘密は厳守します。

Q. あっせんでは、誰が話し合いをとりなしてくれるのですか？

- A. 原則として、
- ・公益代表（弁護士や大学教授など）
 - ・労働者代表（労働組合の役員など）
 - ・使用者代表（会社役員など）
- の公労使3名による三者構成のあっせん員が行います。

Q. あっせんとはどのようなもので、どのように行うのですか？

- A. あっせんとは、紛争の当事者間の話し合いを仲介し、紛争の解決を支援することです。
具体的には、あっせん員が労使双方の主張を個別の聞き取りにより確かめ、解決に結びつく合意点を探りながら、当事者間の話し合いをとりなします。
なお、当事者双方の意見の隔たりが大きく歩み寄りが図れないときは、解決できない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

Q. あっせんはどこで行うのですか？

- A. 通常は、県庁舎23階の労働委員室で行います。

<あっせん等に関する御相談はこちらまで>

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6(県庁 23 階)

☎029-301-5563(労使紛争のあっせん等)

☎029-301-5568(不当労働行為の審査等)

✉アドレス roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

■ホームページ [茨城県労働委員会](#) [検索](#)

<労働相談全般に関する御相談はこちらまで>

いばらき労働相談センター

〒310-0011 水戸市三の丸 1-7-41 ☎029-233-1560

